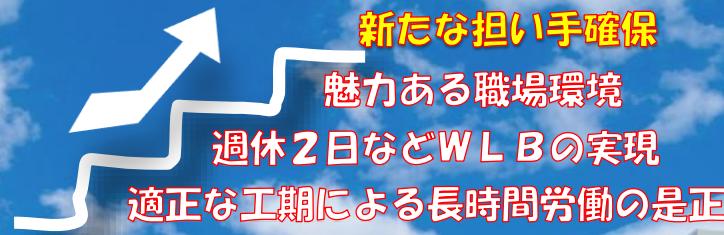


著しく短い工期の請負契約は禁止されています！！



適正な工期設定は扱い手確保の第一歩です。
発注者と受注者が連携して実現へ

著しく短い工期の設定はNG

令和6年第2項追加

建設業法

第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

※第2項は令和7年12月13日までに施行

「工期に関する基準」
はこちら



「建設業法令遵守ガイドライン(元下巻)
はこちら ➔ 12頁～13頁に注目！」



「工期に関する基準」
リーフレットはこちら



適正取引ハンドブック
はこちら ➔ 4頁に注目！

罰則付き時間外労働規制がR6.4から建設業にも適用

「建設業」における時間外労働の上限も、原則として月45時間・年360時間です。臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

厚生労働省HP



建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付ける
総合的な相談窓口



駆け込みホットライン

建設業法違反についての通報窓口

